

事務所ニ押掛ケ掛ケ合フコト (糧食停止ノ意味ハ鋤業所ヨリ餓首者ニ貸下ケセサルコト云フモノ、如シ)

(四)

餓首者家族上京運動ノ件

餓首者ノ妻女五名 (本山二名、通洞二名、小滝一名)

上京セシメ本店ニ交渉スルコト

(五)

會費(基金)同借(金募集)ノ件

本件ハ各支部ニテ協議シ相當委員ヲ擧ケ幹

部ト合議スルコト

(六)

戸別訪問ノ件

各支部ニテ協議シ上適者ナル方法ヲ購スルコト

(本件ハ同借(鋤業)ノ勧誘ヲ意味スルモノ、如シ)

(七)

會社役員ニ対スル宣傳ノ件

各支部ニテ適者ナル方法ヲ以テ餓首者ニ対スル  
同借ヲ表セシムルコト

一 會員大會

十四日午後一時半ヨリ通洞支部ニ於テ會員大會ヲ開キ可兒義雄議長トナリ九ノ決議ヲシテ三時散會セリ

十三日通洞支部(運動本部)三山縣令會幹部會ニ於テ決議シタル事項ヲ議案トシテ報告シ其ノ方法ニ依リ異議ナク決定セリ

決議事項中戸別訪問ノ件ハ十五、十六ノ兩日午前五時ヨリ七時迄ノ間(出業時)ニ於テ爲スコト  
実行委員ハ各字ヲ各宛ト決ス

又會費(基金)募集ハ十八、十九兩日ニ亙リ矣